

地 番	地 目		地 積 (㎡)		決定した面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実 測	
1048 番 14	公衆用 道路	公衆用 道路	464	464.92	253.28
					内 訳
					5.15

- 4 土地所有者の氏名及び住所  
 持分 40 分の 18 有限会社 澤田不動産  
 熊本県熊本市上京塚町 1 番 24 号  
 持分 40 分の 1 澤田英徳  
 大阪府東大阪市小若江一丁目 22 番 10 号  
 持分 40 分の 1 澤田哲哉  
 居所不明ただし住民票上の住所  
 大阪府東大阪市衣摺一丁目 3 番 28 号  
 持分 20 分の 1 光永暎春  
 熊本県熊本市保田窪四丁目 18 番 45 号  
 持分 20 分の 1 内田史行  
 熊本県熊本市龍田町弓削 1023 番地 8  
 持分 20 分の 1 永野正  
 熊本県熊本市帯山七丁目 12 番 45 号  
 持分 100 分の 4 八木 隼一  
 熊本県熊本市保田窪四丁目 18 番 39 号  
 持分 20 分の 1 北井和利  
 熊本県熊本市三郎二丁目 21 番 1 号  
 持分 20 分の 1 吉田三喜男  
 熊本県上益城郡益城町大字広崎 1689 番地 19  
 持分 20 分の 1 古川昭人  
 栃木県那須郡西那須野町大字石林 751 番地 2  
 持分 20 分の 1 株式会社 関西シー・アイ・シー研究所  
 大阪府八尾市志紀町南三丁目 111 番地  
 持分 20 分の 1 有限会社 東成  
 熊本県熊本市帯山四丁目 5 番 13 号  
 持分 20 分の 1 江藤裕二  
 熊本県熊本市保田窪四丁目 19 番 5 号  
 持分 100 分の 1 上村純一  
 熊本県熊本市保田窪四丁目 18 番 47 号
- 5 土地に関して権利を有する関係人の権利の内容、氏名及び住所  
 土地所有者江藤裕二持分（持分 20 分の 1）に対する抵当権者  
 株式会社 オリエントコーポレーション  
 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号  
 土地所有者株式会社関西シー・アイ・シー研究所持分（持分 20 分の 1）に対する根抵当権者  
 株式会社 肥後銀行  
 熊本県熊本市練兵町 1 番地
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
 平成 14 年 10 月 28 日

熊本県収用委員会公告第 17 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。  
 平成 14 年 11 月 8 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

- 1 起業者の名称 熊 本 県  
 上記代表者 熊本県知事 潮谷義子
- 2 事業の種類 一級河川緑川水系藻器堀川改修工事（熊本県熊本市保田窪四丁目地内から同県同市八反田一丁目地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積  
 所在 熊本県熊本市保田窪四丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		決定した面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実 測	
1048 番 56	公衆用 道路	公衆用 道路	28	28.24	18.88